

授業料減免等の申請について（私費外国人留学生）

1 授業料減免の対象

留学生については、私費外国人留学生入学試験に合格し、入学した者で、成績優秀、生活全般を通じて態度、行動が学生としてふさわしいと認められる場合に、審査のうえ授業料の減免を判定いたします。

また、審査の結果、減免とならなかった場合でも、申請に基づき授業料を分割納入することもできます。

なお、奨学金その他の給付金を受ける者で、奨学金等の支給額の合計が年間の授業料相当額を超える場合には授業料の減免対象とはなりません。

2 申請書類

(1) 授業料減免等申請書 1部

(2) 住民票（在留資格・在留期間が記載されているもの）

※申請関係書類で取得した情報は、授業料減免等審査及び判定業務のために利用し、その他の目的には利用しません。

3 申請受付期間及び書類提出先

在学学生	申請期間： 3月3日（金）～ 3月24日（金）
書類提出先	〒370-0801 群馬県高崎市上並榎町 1300 番地 高崎経済大学教育グループ学生支援チーム

※郵送または持参してください。持参する場合、入構禁止日にご注意ください。

4 その他

(1) 授業料減免等申請書及び添付書類は不備がないかを確認して提出してください。

(2) 授業料減免等申請書の理由書の部分は面接の際に特に重要となります。丁寧かつ7割以上の分量を目安に記入してください。

(3) 授業料の減免を申請した方は、申請後、面接を実施いたします。面接を受けない場合は、減免又は分割納入にはなりませんのでご注意ください。

(4) 授業料の減免が許可された方は、納入すべき半期授業料の3分の1又は4分の1を減免します。なお、減免とならなかった場合でも、申請に基づき分割して納入することができます。

(5) 授業料減免等の申請をした方は、前期授業料(4月27日)の口座自動引落はいたしません。審査決定後、授業料を5月27日に口座自動引落をいたします。

(6) 審査の結果、減免とならず分割での納入を希望している方の納入期日は、5月末日、6月末日、7月末日、8月21日の4回となります。

(7) 決定者には、5月上旬に授業料減免等決定通知書を送付します。

(8) 申請受付期間を過ぎた申請書は、一切受理いたしません。

(9) 記載内容に虚偽が判明した場合は、減免又は分割の許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

(10) 新入生の留学生は、前期授業料については減免又は分割納入の対象とならず、後期授業料からの対象となりますので、ご注意ください。

(11) 授業料減免に関する問い合わせ窓口

高崎経済大学事務局 教育グループ学生支援チーム(事務棟1階)

Tel 027-344-6262